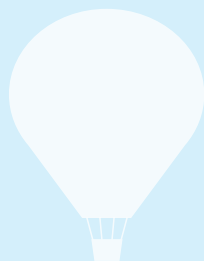


加西市都市計画 マスタープラン



ねっぴ〜



令和7年3月一部見直し
兵庫県加西市

目次

序章	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画の対象範囲と期間	1
3. 計画の位置づけ	2
第1章 加西市の特徴	3
1－1. 加西市の特徴	3
1－2. 上位・関連計画	64
1－3. 市民意向	73
第2章 時代の潮流	91
第3章 まちづくりの主要課題	93
第4章 全体構想	96
4－1. 目指すべきまちの将来像	96
4－2. 加西市らしいコンパクトシティづくりの方針	107
4－3. 部門別整備方針	113
第5章 地域別構想	141
5－1. 地域区分の設定	141
5－2. 北条・善防地域	142
5－3. 加西地域	154
5－4. 泉地域	165
第6章 実現化に向けて	175
参考資料	178

序章

1. 都市計画マスタープランとは

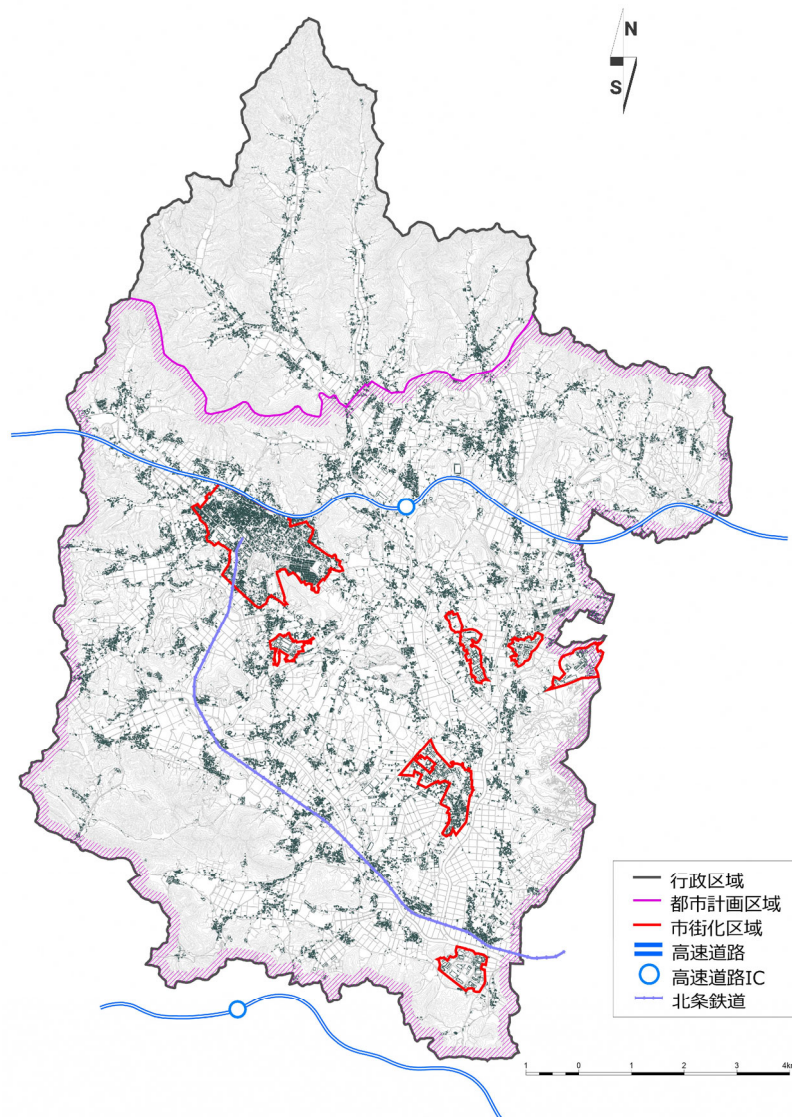
「都市計画マスタープラン」は、市の政策や市民の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を描き出し、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

都市計画法では個別の計画のもとになる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられています(第18条の2)。

2. 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

加西市(以下「本市」という。)は、市域面積のおよそ8割を占める都市計画区域と、残りのおよそ2割の都市計画区域外から構成されていますが、「加西市都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)では、一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域だけでなく都市計画区域外を含めた市域全体を対象とします。



■図-1 計画対象範囲

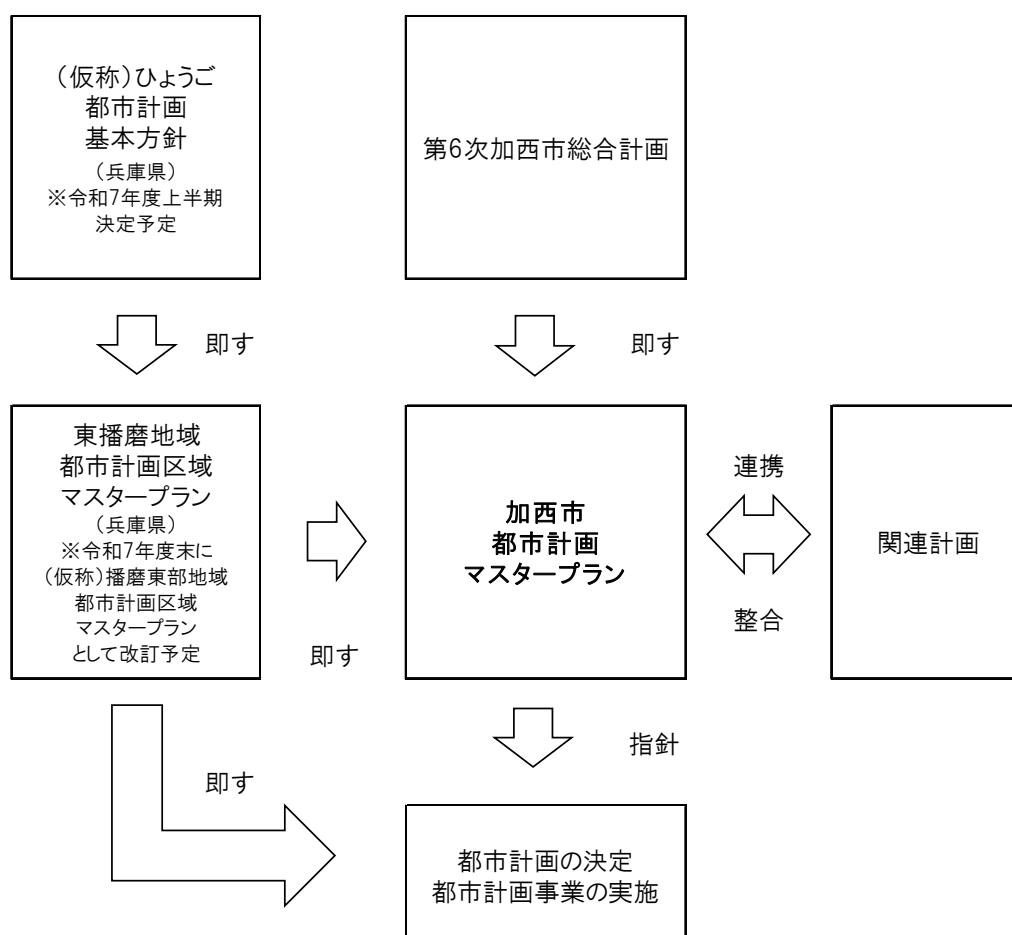
(2) 計画の期間

令和5(2023)年から20年後を見据えながら、計画期間を10年後の令和14(2032)年までの10年間とします。なお、令和5(2023)年3月時点の本計画では「上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。」としておりましたが、今回、「関係機関と協議を始めます。」としていた区域区分の廃止の実現が見えてきたこと、学校施設統廃合による跡地活用、新統合中学校、メディカルタウン構想などの新しいまちづくりが始まる機会に近いことを踏まえ、本計画の見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次加西市総合計画(※令和7(2025)年度末に後期計画へ改定予定)」や兵庫県が定める「東播磨地域都市計画区域マスタープラン(※令和7(2025)年度末を目標に播磨東部地域都市計画区域マスタープランとして改定予定)」に即して定めるものです。

また、「都市計画マスタープラン」は、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度で定められた都市づくりのツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。



■図-2 本計画の位置づけ